議　　長　休憩を解いて再開いたします。　（14時25分）

なお、朝日新聞様より写真撮影、パソコンの申出があり許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

引き続き一般質問を行います。

受付番号第９号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

８　番　田　代　それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第９号、質問議員、第８番　田代実。

件名、ボトルドウォーターの生産施設整備事業、及び水道料金の改定について。

（１）寄地区に整備予定の「ボトルドウォーター生産施設整備事業」の設備利用者との契約は、利用事業者負担金の未納や賃貸借期限内の撤退リスクを最小限とするため、どのような方針で契約されるのか。

（２）２月に実施した松田町上水道事業と寄簡易水道事業の料金改定のパブコメは、50％の値上げでしたが、４月の臨時会では35％に圧縮されて提案されました。

水道事業の健全経営を堅持するため、残りの15％の値上げは何年度に予定されているのか。また、この水道料金の改定は32年ぶりとのことですが、なぜこれまで小幅の改定により町民負担の軽減について緩和できなかったのか。

以上２点について、町長のお考えを伺います。よろしくお願いします。

町　　長　それでは、田代議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、１つ目の御質問にお答えいたします。

寄地区に整備を予定しておりますボトルドウォーター生産施設整備事業は、寄地区の豊富で良質な水資源を活用し、新たな地場産品の創出や、水をキーワードとした新たな産業、雇用の創出につなげていく、町として大変重要な取組でございます。

本事業は町の地域未来交付金を活用し、官民連携事業として実施するものであり、施設の設計、建設、維持管理、運営について、民間事業者の技術力、販

売力、経営ノウハウを活用していくことを想定しております。

このため、官民双方の合意のもと、契約を締結するにあたっては、一方的ではなく、双方の利害について、あらかじめ十分に想定し、備えていくことは、非常に重要なことであると認識しております。

町といたしましては、事業者の募集に対し、応募があった場合、事業者の選定段階において、過去の類似事業の実績、財務状況、事業収支計画、販売戦略、運営体制などについて、候補者選定委員会にて、事業の管理・運営を20年という長期にわたり安定的で継続できる事業者であるかの可否について審査することとしております。

また、他の事業とも同様となりますが、利用事業者負担金の未納対策につながるよう、運営開始後は、製造実績、販売状況、収支状況、施設の維持管理状況、水質・品質管理の状況等について、定期的な報告を求め、経営状況の悪化や未納、撤退につながる兆候を早期に把握し、必要に応じて協議、改善指導、改善計画の提出を求めるなど、リスクを最小限に抑えるよう体制を整えてまいります。

次に、撤退リスクへの対応につきましては、事業期間中における事業経営義務を協定や許可条件等に明記し、事業者の一方的な都合による安易な撤退を防ぐことを基本と考えております。

やむを得ず撤退を申し入れる場合には、一定期間前の書面による事前通知、町との協議、引継計画の提出を義務付けるとともに、施設や設備の原状回復、町に損害が生じた場合の損害賠償などについて、あらかじめ明確に定め、事業終了後や撤退時に施設が直ちに遊休化することのないよう、維持管理記録、設備の保守情報、運営マニュアル、必要なデータ等の引継ぎについても規定し、町が次の対応を速やかに行えるよう備えてまいります。

なお、本施設は町が整備する公的な施設でありますので、行政財産として位置付けた上で、行政財産の使用許可を出し、使用していただくことを現時点では想定しております。

町といたしましては、本事業は、単なる施設整備ではなく、寄地区に住む町

民や企業の皆様方が負担する水道料金の値上げを最大限抑える必要不可欠な事業であると捉えているため、もしもの場合には、町が直営でもやり抜く覚悟を持ちつつ、持続可能な事業として、かつ、リスクを最小限にできるよう、契約、制度、運営上の備えを行うことで、町と事業者ともに相互尊重のもと、持続可能な官民連携事業となるよう取り組んでまいります。

次に、２点目の御質問にお答えいたします。

まず、今回の水道料金改定に伴う経費について申し上げます。水道事業は、給水人口の減少や節水機器の普及などの様々な影響から、近年は水道事業収入等が減少したため、経営が悪化しており、また寄簡易水道事業は、以前より事業収入で事業費用が賄えない厳しい経営状況が続き、令和６年度は上水道事業においても単年度収支において赤字に転じております。

水道事業に要する経費は、水道利用料金によって賄うことが「地方公営企業法の原則」であり、独立採算制を基本とした経営が求められていることから、町の水道事業の状況を改善することを目的として、令和４年度から５年度にかけて開催された「松田町水道事業運営審議会」及び令和７年度にも同様に審議会にて審議を重ねていただきました。

その結果、試算上では松田エリアを担う上水道事業では35％、湯の沢地区を除く寄エリアを担う寄簡易水道事業では、145％の改定が必要であると想定されましたが、上水道事業と寄簡易水道事業の家事用は、同水準を維持していくことが望ましいという意見もあることから、上水道事業と寄簡易水道事業の会計統合を見据えた議論の中で整理が行われ、両水道会計の水道利用料金について、共に50％の改定率が妥当な試算であるとの方向性を示されたため、本年２月に「上水道事業及び寄簡易水道事業に係る水道料金改定（素案）」としてパブリックコメントを実施し、町民の皆様方の御意見を広く伺ったところでもございます。

このパブリックコメントでの御意見を含めた内容について、松田町水道事業運営審議会にて審議がなされた結果、本年３月27日に審議会から「共に50％の改定率が妥当である」との答申をいただきました。

その後、町は、答申どおり50％の改定を議会へ提出するのが非常に安易で簡単なことでもございますが、答申内に示された「他の収入確保についてさらなる検討を進めること」という付帯意見を重く受け止め、令和８年第１回定例会において、新年度予算として議会にお認めをいただきました、町の新たな施策であります「ボトルドウォーター事業」がその後の４月７日に国から補助金の採択を受けたことから、この事業により、町民の皆様方の負担を増大させることなく、町独自のボトルドウォーター事業による寄簡易水道事業の水道水需要の拡大による増収を見込むこととといたしました。

また、パブリックコメントでの町民皆様方の御意見や、昨今の厳しい物価高騰による住民生活への影響を考慮し、改定率を上水道事業の基準である「35％」へと極限まで引き下げ、町内同一の改定率とすることを議会へ提案したところでございます。

なお、本町の水道料金につきましては、社会情勢や経営環境の変化に柔軟に対応するため、国が定める水道法に基づき「料金の試算は算定時から概ね３年後から５年後までの期間について算定されたもの」とされておりますので、今回35％への圧縮は、現時点で「残り15％を将来何年度に上げるのか」という性質のものではなく、まずこの35％の改定を行い、新事業の収益によって経営改善を図りつつ、国の指針に基づき、５年後の見直しの中で、改めて経営状況や財政推計を精査し、必要な判断を行っていくものと考えております。よって、今後、急激な水需要の拡大等がない場合には、５年後には、その時々にあった利用料金の見直しが行われるものと想定しております。

次の御質問にお答えいたします。

本町の上水道事業は、令和６年４月の改定以来、消費税率の改定に伴うものを除き、32年間にわたり料金の据置きを維持してまいりました。この間、５回にわたる拡張工事の実施や石綿管から鋳鉄管への布設替え、給水人口の変動に応じた施設整備など、必要なインフラ投資を進めつつも、事務の効率化や経費の徹底的な削減といった経営努力を重ねることで、極力町民の皆様方への負担増を避け、低廉な料金水準を維持することを最優先としてまいりました。また、

条件不利地域である寄簡易水道事業におきましても、集落単位での維持管理が困難となった水道事業を町営化へと移行させながら、何とか、その料金体系を維持してまいりました。

これまで段階的な改定が難しかった背景には、水道事業として、経営努力により耐え忍んできたこと及び、上水道と寄簡易水道という規模も採算性も異なる２つの事業を並行して維持していたため、一期的な見直しの調整が困難であったこと、また、コロナ禍による影響などを鑑み、改定を行うタイミングが難しかったことなどが主な理由でございます。

今後は、令和６年度から全面施行されました公営企業会計のもと、資産やコストの可視化を徹底し、上水道事業と寄簡易水道事業の会計統合の検討を進めるとともに、さらなる経営の改善に努め、町民の皆様方の大切なライフラインを将来世代へ確実に引き継ぐため、国の指針に基づく、５年に一度の利用料金の見直しを行い、適切な事業運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

８　番　田　　代　　町長、どうも丁寧な回答ありがとうございました。

ボトルドウォーター生産施設整備事業、これについては、寄簡易水道の水道料の値上げを最大限に抑える必要不可欠な事業であると捉えております。もしもの場合は、町が直営でやり抜く覚悟を持って取り組むとのこと、それなりに敬意は表します。

メリットは重々理解しております。町の積極的な姿勢もすばらしい考えであると理解しております。しかしながら、６億円近く投資する利益を上げる事業にはリスクも当然ありますので、３月定例会で、一般会計予算審査特別委員会報告では設備利用事業等の契約はリスク管理を最大限に考慮したものとされたいとの申入れをいたしました。

このようなリスクから、リスクを最小限にするための契約方針、それと、設備の生産能力と売上げ、町財源の投入と返済計画、これらについて順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

３月９日に全員協議会でいただいたボトルドウォーター生産施設整備事業、この資料を基に再質問させていただきます。

総事業費は約６億円弱です。それに対して国庫を２億8,375万円、県補助金437万5,000円、国、県の支援をいただきまして、町の財源については合計で２億7,937万5,000円になると思います。町債、基金、一般財源と。要は、私の考えは国、県からいただいたのは、もう本来だったらそこまで入れて計算しなければいけないんですけれども、町が投資した額、それについてしっかり回収して、安全な経営ができるかという角度で質問をさせていただきたいと思います。

これは、説明では生産能力は一日８時間労働で2,000本、これを250日400万本、約16.7万ケースを通常水で生産すると。あと炭酸水については半分の1,000本、それで8.3万ケースを生産して売上げを上げていくと。

水道料金については、ペットボトル、これは１本当たりだと思うんですけれども2.5円入るよということで、年間1,500万円は町に、町というか寄の、これはあれですよね、簡易水道会計に入るという計算になっております。寄の水道事業の財源が少しは楽にはなるのではないかという計算だと思います。

それと、あと一方、施設利用の事業者負担金、要するに建物を造ってそこで水をペットボトルに入れて作るわけなんですけれども、そこの家賃というふうなものだと思うんですけれども、1,463万9,000円、これが１年間です。両方で3,000万円弱入ってくると。これで20年で運営していくんだというふうに理解しております。

まずこれについて、この数字の根拠、これについては担当課長にお尋ねします。全協でさらっと説明はあったんですけれども、この内容については、どういう積算、またはいろんな事業者がやっていると思うんですけれども、どういった形でこの数字を挙げられたか、これについて明確な説明をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

政策推進課長　御質問にお答えいたします。

まず、一般的なお話としまして、ふるさと納税につきまして１億円のふるさと納税の収入があれば町に残る収入としましては、経費率なんか換算しまして、

そのおよそ半分ということで5,000万円となります。また３月９日のこの資料を基に説明させていただきますと、生産能力として想定しておりますのが、一日２ラインの生産、先ほどおっしゃったとおり、通常水と炭酸水とで２ラインの生産、また８時間稼働で年間250日稼働した場合ということです。通常水いわゆる普通の水ですが、こちらが年間で400万本です。炭酸水が年間で200万本の生産が可能となる見込みで、そのため500ミリリットルのペットボトルを、例えば１本50円で販売したとすれば通常水が400万本掛ける50円で２億円。また、炭酸水のほうが200万本掛ける50円で１億円、合わせて３億円の販売金額となることを想定しております。

このふるさと納税については、１億円の収入を得るためには１億円のうち３割が商品の価格となりますので3,000万円分の商品販売が必要となります。ペットボトル１本当たり50円とした場合、60万本の販売が必要となりますが、例えば返礼品として１箱24本入りの商品を準備した場合、２万5,000箱分の御寄附をいただく想定となります。

なお、参考となりますが近隣自治体の例で申し上げますと、静岡県小山町のほうでは、ミネラルウオーターで令和７年度で２億円超の寄附をいただいているというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

８　番　田　　代　　担当課長の説明ありがとうございました。

今の説明だと、500CCのペットボトルは１本50円ぐらいということで、私も念のためにうちにあったのを持ってきたんですよ。丹沢の恵み、寄の天然水ではなくて富士山麓の天然水になっています。これが500ミリリットル。それで、うちのかみさんに、これは幾らだったと聞いたら、箱で買ってもう時間がたったから分からないよと。我が家では１年間、防火用水、非常時のときになったとき、水道が出なくなったときに、１年倉庫に置いているんです。終わったときに飲むという、そんな形で水は１年ごとに更新しています。

これが、ネットで調べたらこれは御殿場です、小山ではなくて、静岡県御殿場市です。で採取したもので硬水になっていますね。24本の箱詰めで1,210円

で50円です。ですから、松田の今の課長の話と同じような感覚なのかなと。

それで、私は一番心配しているのが、確かにリスク管理、ここで今一般質問の１つ目の回答の中で、業者を選考する内容。実際に事業者の選定については財務状況だ、事業収支計画、販売戦略、運営体制、こういったもので安定的にできる事業者であるか審査委員会で選定していくよと。これについては問題ないと思います。

その次に、一番聞きたかったのが２つ目の回答で、利用事業者負担金の未納、要は、何を話をしたいかというと、富士山麓の水にしても、いろいろな水の販売、これについてはもう10年以上前から大手の企業がやっていて、もう先駆者ですよね。先にやってある程度もう稼いでいる。正直に言って、松田の寄というのは珍しい名字をという感じで希少価値のある名前かもしれないけれども、全国的にはその割に通っていない。それで後発部隊がこの水事業に参入するわけですよ。そうすると、やはりリスクは、うまくいけばもう本当にこの計算どおり行けばいいわけですよ。小山町の例はこれだけあるけれども、松田町で今ふるさと納税で一生懸命努力して１億円少々、これを確立するのに相当の年月がかかっていると思います。それから、いきなり伸びてはいないです。皆さんの努力のおかげで少しずつ伸びている。それをいきなり今回１億円で5,000万円入る。この辺はちょっと、少し大き過ぎるんじゃないかな。でもこれは一般会計に入るふるさと納税のほうですから、私はそれは除外します。何を話したいかというと、しっかり事業者がこの売上げを上げて、それで寄の簡水に対する使用料を1,500万円毎年払ってくれるか。これはすごい大きなポイントだと思います。それと20年間、年間家賃が1,440万円ですけれども払っていただいて、20年間全うしていただけるか。これがそのとおりやっていただければ、本当に町の考えるとおり、すばらしい事業になると思います。

ただしです、まずお尋ねしたいのが、ここの回答の中で負担金の未納対策、これについては、製造実績だとか販売状況、収支状況、施設の維持管理状況、水質管理の状況、こういったものを随時報告させると、そういうふうに言っているけれども、それが未納には直接結びつかないと思います。私の言いたいの

は、未納になった場合に、町はどうという対策をとれるか。ちょっとこれは、例は違うと思うんですけれども、町が公共事業でいろいろな工事を発注しています。昔は落札業者と契約する際に、その取った業者が倒産するリスクがありますから、工事完成保証人というのをつけて、それでその落札後、施工業者と連名で契約したんですよ。その後、そのやり方が古いということで近年、公共工事の補償事業会社、関東地区は東日本建設業保証株式会社が、これの、もし、大きい工事が何かあった場合は保証するよと、これをつけて契約しているんですよ。これはちょっと例えが違うかもしれませんけれども、今回の事業もこういったことで、何かこういう信用保証制度に乗っかって、ある程度の少ない負担金を払って保証制度のお金を払って、この事業がちょっと危なくなったときに助けていただく制度、そういったものがないか、あるかどうか、それについて、課長にお伺いいたします。

政策推進課長　ありがとうございます。前回３月のときに、確かに田代議員からその辺はよく調べるようにというお話をいただいた中で、我々としてもいろいろ調べさせていただきました。

確かに工事のほうでは、今おっしゃったような制度がございまして、ほかでもないのか、今回のような案件でもないのかと調べたところ、一応法令上可能な担保措置としましては一般的な例になるんですが、保証金また履行保証、機関保証とかこういったことがございます。ですので、こういったことを法令上可能な担保措置として、町としては検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

８番田代　もう一度、履行保証、期間保証、あと、どういった保証ですか。保証金。

これが、先ほど私が例にとってお話をしたのは公共事業の工事契約、これに対して何かトラブルがあった場合は保証金を積めば大丈夫だよと。今、課長がお答えになったのは、今のこのボトルドウォーター生産施設整備事業、これについて、例えば撤退してしまったりだとか、あとはお金が払えない。そういうふうなときに、これを使えばある程度保証していただけると、そういうふうに

理解してよろしいかどうか、お願いいたします。

政策推進課長　御質問にお答えします。

そういった制度になっているというふうには調べております。ただ、こちらは例えばその額を保証する、保証を受けるための額とかが結構な額に、やはり20年間だとなってしまうという例が通常見受けられました。ですので、こういったことを考えながら、例えばこれは一方的に先ほどの答弁でもあったように、契約というのは双方の合意のもとということなので、一方的な話とならないように、例えば今回プロポーザルで提案をいただく予定としておりますので、こういったプロポーザルの中の事業者からの提案をいただく形、そして、それに対して加点対象とするとか、そういったような方法も併せて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

８番田　代　分かりやすい説明ありがとうございます。

あと一方で、もう一つ大きく、今は信用保証ですよね。一つには、これは借家の例でいいのかな、アパートを借りる、一軒家を借りる、そういった場合に不動産業者が間に入って、保証金何か月、礼金何か月と一般的によく聞きますよね。そうすると、例えばアパートを出るときに非常に使い方が汚かったと。そうすると保証金の何か月以内でリフォームして新しい人に貸すというふうな形があると思います。それにちょっと今回少し似ているのかなという形の中で、そういった保証金を逆に保証協会の保証という、掛けるという保証もあるんだけれども、一方で、そういった保証金を契約の中に入れて契約すると、何か月くださいよと、そういったこととか、あとは20年満了前に出てしまった場合に、やはりこちらもそれなりに投資して設備をしたお金をかけているわけですよ。そうすると、それより先に出て後は知らないよということであれば、こちらの損害が出るわけです。そういった場合の損害賠償、こういったものを契約の際に明記できないかと。あんまり、うるさいことを言うと来ないよというふうな話も先ほど課長からありましたけれども、ただ、それで来て、うるさいことを言わないで来て、途中で事故があったら町が全部責任を負うわけなんですよ。

それであれば、契約の際に、しっかりと賠償とか保証金、また先ほどの保証制度、そういったものをうまく組み込みながら、松田町に損害を与えないと。それで事業者も円満に商売をしてもらってうまくいったらいいのかなと思いますので、とにかく私は松田町の側ですから、そういったリスクに対して再度お答えをお願いいたします。

政策推進課長　お答えいたします。やはりそのリスクについては最小限というふうにしていきたいとは考えております。先ほどお伝えしたとおり、どの辺りまでできるかというところについては、また我々のほうでも顧問弁護士さんとかもいらっしゃるので、法律上もどこまで可能か、その辺りも確認しながら、ちょっと慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

８番　田　代　今の課長から、顧問弁護士もいると。いや本当にそのとおりだと思います。私もその話を今これからしようと思っているんですけれど、やはりプロがいるわけですから、世間一般的な契約で可能な範囲である程度詰めていったほうがいいと思います。

町長、一応、私の主張を今、全部聞いてもらったと思うんですけれども、私の考えに対して町長はどのように、この契約時のリスク管理を考えられるか総括的に回答をお願いいたします。

町　長　私は、やはりいろんな仕事をする中で、やはり契約事で家を建てたりだとか、やはり何千万円の契約、何億円の契約をしてきたことを考えると、やはり相互尊重というのは必ず必要になってきます。一方的なことをやっても、やはりもう無理した契約になってきますし、ということもあります。ただ、田代議員と同じで、その結果、町民の皆さん方に不要な負担がかかるようなことにはならないように契約としてやって、契約書の中に盛り込める内容をやっていかなきゃいけないし、その契約書も相互の中で印鑑を最初にもう押さないと、相手も、いや、もうそれだったらいいですという形になることもありますから、その辺は、先ほど言ったようなことをいろいろなことを含めながら最優先になった事業者さんとその辺も含めながらというか、今回、今、うちの課長が言ったよう

に事業者からの我々に対するプラスメリットのほうのリスク管理に対する提案もいただいて加点していくというふうなことも、議員の皆さんからお話あったものだから、一応そういったこともやって、いつもやらないんですけれどそういうふうにやっているところもありますので、最終的にはそういった気持ちの中で、相互尊重でこの事業が前に進む、また適切に行けるようにやはり我々も努力していかなきゃいけないかと考えております。

以上です。

８　番　田　　代　町長、回答ありがとうございます

初めに選考委員会をやるときも、本当に町の水道事業の明暗を分ける事業ですので、相当しっかりチェックしていただいて、その後、今度契約ですよね。あんまり、うるさいことということはあるかもしれませんけれども、町を守るために、必要最低限の契約リスク管理、これについては弁護士さんと相談しながら、まだ時間はありますので、進めていただきたいと思います。

その結果については、また全協等で契約内容をお知らせいただければありがたいと思います。

では１点目はこれで終わりにしまして、２点目の水道の関係です。水道の関係で町長から回答がありましたように、パブコメ50％の値上げで、このときはこれで提案するというふうな、何か雰囲気だったんですけれども、これを受けて20％ですか。15％減らして、35％の提案になったというふうに理解しております。

ここで、まずお伺いしたいのが、ちょっと分かりにくいんですけれども、水道事業法の絡みでは３年から５年で料金改定をするよという一つのお答えがあると思います。ですから残りの15％は３年後から５年後、一方で町長はこのボトルドウォーター事業は寄の簡易水道に、例えば1,500万円計画では入ってますよ。これが毎年入った場合に、３、４年たつと、6,000万円ぐらい、４年間で6,000万円ぐらいになりますよね。５年後に改定というときに。これは、担当課長でいいかな、例えば6,000万円４年後に入ったとするでしょう、寄の簡水の売上げが伸びたと。そうすると当初15％ぐらい値上げする予定が、それに

よって少し圧縮できるのかな。その辺でもし概算数字を持っていたらお知らせください。難しかったら結構です。

環境上下水道課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

数字的なものは持ち合わせてないんですが、6,000万円、５年間で入ったといたしまして、この新事業の収益によって、少しでも経営健全化を図って、将来的な町民の皆様の負担を極限まで抑えて、国が定める水道法に基づいて料金試算、試算上ではおおむね３年から５年という期間について算定されておりますので、この6,000万円が入ったとしても寄の簡易水道につきましては、また３年から５年後に向けて料金改定をしていくという判断になろうかと思います。

今後は、上水道事業と簡易水道事業の会計統合も見据えて行きながら、両事業のバランスと、その時々の経営状況を捉えていき、その辺りも含めまして適切に判断をしていきたいと担当としては考えております。

以上です。

８　番　田　　代　今の確認です。寄簡水の売上げが増えても、だからといってその部分を全部値上げに充当できない、いろいろな毎年３、４年過ぎるたびにいろいろ経費もかかってくると。そのときの状況で考えると、そのような解釈でいいですよね。ですから５年以内に残りの15％は、これはやる可能性が高いという。ただし寄の簡水のほうの売上げは結構入りますから、財政的には100今40何％の値上げが必要だというのは、それが少しは改善されるという考えはあるんだけれども、15％のほうの必要最低限の値上げを行うと。そのような考えでよろしいですか。もしあれでしたら、課長が無理でしたら、町長お願いいたします。

町　　長　15％を今回圧縮する話にはストーリーがあって、多分、今、審議されている話で、今後これから資料を、これが提出する内容にちょっと入ってしまうのですけれども、145％に対して、今、令和９年からのボトルドウォーター事業が稼働した場合に、９年が500万円の収益、計算上です、500万円。次で1,000万円、1,500万円で大体今の８時間のところでペイになるというか、1,500万円でいこうというふうな計算でした場合には、大体74％の本当は値上げで済んだ。145％じゃなくて74％です。一方、上水はもう35％という計算上、出てる以上、

これとこれと公会計統合した場合には、大体39％ぐらいでいいという数字が出ているんです、一応計算上は。なので、40％でよかったじゃないかという話もあるんですけれども、やはり今回は40％にするにしても、やはり松田の人が35％でいいと出ているのに、寄の人たちの赤字の分を松田が負担するのかというようなパブリックコメントもあったものですから、今回は、どんと、こちらにまず合わせましょうといったところです。そうすることによって寄の赤字は、何といいますか、赤字幅がそんなにいっぱいにならないんですけれども、ただそれを５年間は今の状況でいうと５年間は値上げをせず行って、この間の売上げとかなんとかというふうなところの中で、５年後には見直しは当然しなきゃいけないかなというふうに見ております。

あと、ちょっと可能性の話でいくと、ボトルドウォーターについては今８時間で考えていますけれども、やり方によっては、我々の営業努力と向こうの努力も含めてですけれども、16時間という営業の仕方があると。ほかでもやっているようないろいろな話を聞いてると。そうなってくると、1,500万円が3,000万円近く入ってくるとなると、具体に言うと、もう寄が35％今回上げた後は、寄だけの会計でいうと上げなくて済むんです。逆にちょっと利益が出ちゃって、こちらの上水が厳しい。だからここの分の利益は上水にちょっと行くこともできるような関係になるかなと思っています。ですので、寄はその辺の可能性はあるけれども、上水のほうが今のところ可能性が非常に低い。あとは企業誘致をしっかりやって、そこの水を使ってくれる企業を増やしてくると上水も少し潤ってくると思うんですけれども。そういったことの中で全体の収支をバランスして持っていこうかなというふうな考えでいますので、別に15％がいつというようなことじゃなく、その状況を見て、５年後には10％なのか12％なのか、そういった格好になる予定だというふうに考えています。

以上です。

８　番　田　　代　　ありがとうございます。

今、町長からお言葉があった８時間ではなくて16時間稼働。本当にそうなって、寄の簡水が豊かになることをぜひ期待しておりますので、くれぐれも契約

の際はとりっぱぐれがないようにお願いしたいと思います。

それで、最後に、これは町長にお願いです。町長が就任される前、平成24年ですか、お隣におられる副町長が多分、下水道課長になられた頃の話なんですけれども、下水道審議会、生活用水排水審議会かな、正式には。そこから答申があって、当時38％の値上げをしろと。流域から非常に流域の価格と比べて松田が安いという審議会から答申がありました。平成24年の３月に提案されて、産業厚生に付託になって修正可決したんです。38％が最終的に20％。やはり一遍に値上げをすると住民に非常に負担をかけてしまうと。そのときに、委員会報告書では、４年後に残りの多分18％ぐらいになるんですけれども、これを値上げするようにという附帯意見をつけて全員賛成で修正可決が承認されて、料金改定しました。その後、平成28年かな、秋に提案されて、前の引きずっていた内容ですから委員会に付託をかけたんですけれども、もう皆さん、そのときの議員さんが大変だなというのを理解していましたので18％値上げしたと。

ここで、担当課長にちょっと聞きたいのが、それからもう８年たったよね、平成28年の９月に提案されて12月に可決したのだよ。平成28年。そうすると、今からちょうど８年前で、水道、下水道なんだけれども、今この下水道の利用料金で経営状況はどうなんですか。そろそろ、もう改定の時期なのか、その辺だけ教えてください。

環境上下水道課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

下水道使用料の関係なんですが、下水道事業については令和６年度から企業会計化されております。これによって赤字経営、６年度の状況から申し上げますと、６年度は赤字経営となっております。このため、町のほうでは、今年度、生活排水の施設運営の審査会を実施していく予定でおりますので、今後につきましては、その審査会において審査を予定して判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

８　番　田　　代　赤字経営はいいんですけれども、どのくらい料金を改定する必要がありますか。今赤字経営と言われたから。

環境上下水道課長　　お答えいたします。実際、下水道料金の赤字経営になって、令和６年度から企業会計化されておりますので、今現在、試算的なものはまだ実際には行っておりません。ただ６年度の状況を申し上げますと赤字経営というところで、ございます。

８　番　田　　代　　今、赤字経営と言われたのは計算上のトリックだと思うんですよ。企業会計になったから、当時の計算と違うと思うので、それで赤字だと言われると、じゃあ値上げすればいいでしょと言いたくなるんだけれども、今本当に難しい時期なんですよね。水道でこれだけ動いていて、下水が企業会計になるから赤字だからというと、それはちょっと置いておいていただいて、私は言いたかったのが、平成24年に審議会が答申したものをしっかり受け止めて、修正議決をして、半分約６割弱、半分強を20％上げた。それで、その後４年後にしっかり上げた。料金の管理がしっかりできているんですよ。ですから、そろそろだからそろそろあると思うから、頼みますよと言われたら赤字だと言われたから、余分なこと言ってしまうんですけれども、町長、私が言いたかったのは、下水道もやはりある程度定期的に上げていかなければいけない。それで上水は32年ぶりというのは、私はこれは持論なんだけれども、よく松田の議会と町長選挙のことで話題が出たときに、町長選と議員選挙は２年ごとなんですよね。ですから、我々が職員のときに先輩課長並びに理事者が話をしてるのは本当に料金改定は難しいんだよ。自分の選挙の前には、こう言っちゃいけないけれども、値上げしにくいですよ。議員選挙とかでも何でも、田代よ上げちゃってよ俺なんて大変だよ。町長選も全く同じですよ。そうすると、これは個人的な見解です。町長選の次の翌年しかないのかな。いろいろなタイミングがあるからその翌年にもできなくて、あとは県の地震耐震強化事業だとかそういうことで鋳鉄管に変えたりとかして運もよかったんですよね。県のお金で補助金を結構いただきながらできたから無理に上げる必要もなかった。ただそれが寄の簡水のこともあるし老朽化もしてきたから今回やらなければいけないということで、いろいろお話しましたけれども、非常にタイミング的に料金改定は難しいと思います。その中で、今回の寄の水道事業、それとボトルドウォーター事業、それの要す

るに成功、または問題が出てしまうか、それもかかっていると思います。併せて下水道の料金の改定もあると思います。その辺について、やはり住民負担を最低限に行うために、最後に町長の思いの丈を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町　　長　おっしゃるとおり、町民負担を増やしたいというのはもうさらさら考えていなくて、いかに減らすか。町民サービスはどんどん、どんどん多様化していて、あれもこれも、今回の議会でも一般質問の中でもいろいろな話がある中で、全部最終的に私に多分ボールが投げられて、お金はという話になってくるのかなと思ってずっと構えておりましたけれども、それはもう、そういったニーズがあるなら何とかしてあげたいというのが私の気持ちです。

ただ、ない袖は振れない話で、この松田町の財政状況というのは、もう構造的に、もう田代議員はもうお分かりの話で、よくこんなのをやっているなと、多分、思っていらっしゃると思います。やろうと思ったらできるんです。ただ、そこにはいろいろな並々ならぬ努力が職員の中でもたくさんあっての結果なので、叱られることもありますけれども、その辺は評価してあげてほしいなというところもあります。

ですので、下水に関しても、もうある意味平成28年ということでいくと、もう10年前ですよね。もう令和８年ですから。もうそろそろという時期は当然来ています。ただ、上げるのも、ただ単純に上げるのではなくて、じゃあ先ほどボトルドウォーターは水を供給してくれますけれども、これが例えば、この上水のエリアにもしこのボトルドウォーターが来れば、水は使うわ下水は使うわですよ、本当言うと、はい。でも寄の場合は浄化槽で結局流しちゃうので下水は使わないというようなことがあります。ですので、そういった企業さんとかをやはり連れてくるような努力をするとかというふうなのを行政ができる努力。あとは人をたくさん住んでもらうような努力。それは一般会計のほうの予算の中でできる努力をしながら、この特別会計をしっかりと支えて、町民の方々が絶対的に必要になる水と排水とか、要はそういったところの分の予算を単純に値上げというような解決方法ではなくて、我々だけではなく議員の皆さん方、

地域の皆さん方と知恵を出して投資をしながら、また回収もしていくというふうなことで、今後の値上げを極力上げていかないような努力をしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

それが、たまたま選挙の前とか選挙とかというのがあるかも分かりませんけれども、そんなところで逃げていては話にならないと思うのですよ。私は基本的にそういうことは嫌いなので、しっかりとやるべきことはしっかりとやらせていただきたいというように考えております。

以上です。

８　番　田　　代　回答ありがとうございました。

それでは、水道審議会の答申にもあったとおり、他の財源を探して、何とかせいというのが、このボトルドウォーターの義務だと思いますので、本当に契約に際しては皆さんの知恵を結集して、町に不利にならないようなそういった契約で進めていただくことを強く要望して終わります。ありがとうございました。

議　　長　以上で、受付番号第９号、田代実君の一般質問を終わります。

以上で、本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

明日４日は午前中が委員会予備日、午後は議会運営委員会を予定しておりますので、委員長の指示で開催をしてください。

最終日の５日は午前中に広報広聴常任委員会を、午後１時から議会全員協議会を開催した後、本会議を開催しますので御参集ください。　　（15時20分）